

# 音楽科教育における読譜指導についての研究

## —小学校学習指導要領の変遷を中心に—

水 町 愛

Study on the Guidance of Reading Musical Notes in Music Education, Focusing on the Change of Teaching Guidelines Set by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

Ai Mizumachi

### I. はじめに

楽譜を読む能力である読譜力は、音楽のあらゆる表現活動を行う上で基礎となる能力である。コダーイ・メソッドで知られるハンガリーの作曲家コダーイ・ゾルターン（1882-1967）は、読譜や記譜の能力のことを「音楽的語彙」と表現している<sup>1</sup>が、音楽の表現活動における読譜力は、まさに国語の表現活動における言語能力に相当すると言える。会話や読書、また文章を作成する上で十分な語彙や言語能力が必要不可欠であるように、歌唱や器楽、創作などの表現活動に読譜や記譜の能力は欠かすことができない。

現行の小学校学習指導要領における音楽科の目標には「表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う」とある。また、ここでの「音楽活動の基礎的な能力」とは「生涯にわたり児童が楽しく音楽と関わっていくことができるよう、小学校の段階で育ておきたい表現及び鑑賞の活動に必要な音楽的な能力のこと」である。<sup>2</sup>

とりわけ表現活動において、児童が生涯にわたって自らこれを楽しむためには、歌唱や演奏の技能を体得するだけでなく、音と楽譜との関連を意識づけるための読譜力を習得させることが重要である。このことからすると、国語科における読み書き能力や算数科における計算能力などと同様に、音楽科においての読譜力もまた、一つの学力あるいはリテラシーとして習得する必要があるのではないか、と著者は考える。しかし、実際のところ我が国においては、義務教育の音楽科教育を通して楽譜に関する知識の蓄えが十分になされているとは言い難いのが現状のようである。

本研究では、我が国の音楽科教育において、読譜力を育成するための読譜指導がどのように扱われているのか、またこれまでどのように扱われてきたのかを知るべく、小学校学習指導要領を参考に、その歴史的変遷をたどってみたい。

## Ⅱ. 研究の方法

本研究は、過去から現在にわたる小学校の学習指導要領とそれに付随する指導書や解説書进行分析し、そこから読譜指導に関する指導目標や取り扱われている内容の変遷をたどるという方法で行った。昭和22年の学習指導要領（試案）から平成23年度より施行される新学習指導要領までの9回にわたる改定ごとに、「学習指導要領の改訂の要点」、「総則」、「音楽科の一般目標」、「各学年の目標」、「各学年の指導内容の中から読譜や記譜に関するもの」のそれぞれの項目について調べ、その変遷をまとめている。

## Ⅲ. 読譜指導の変遷

### 1 1947（昭和22）年（試案）<sup>3,4</sup>

この学習指導要領（試案）は、「命令でも規則でもなく一つの手引き」であるとして、教育基本法を基に、その目的に達するための具体的な目標として社会状態に応じた形で細かく考えだされた教育の一般目標、新しい教科課程、そして、それらとともに、児童の発達と指導方法の一般的ならびに指導結果の考査法等が概説されている。

音楽科においては、6項目にわたる音楽教育の一般目標の中に、歌唱や器楽、創作、鑑賞と、それらの裏付けとなる知識、技能の習得等、音楽活動の全ての分野が含まれており、「楽譜を読む力及び書く力を養う」という項目も、一般目標の中に掲げられている。一般目標の中において、読譜や記譜の能力の養成について一つの項目を設けて明記されていることは後にも無いことである。また、読譜や記譜の能力を身につけさせることが重要視されていたことは、その指導内容からも分かる。指導内容においては、「歌唱」「器楽」「鑑賞」「創作」の4つの領域全てにわたって読譜や記譜の能力をつけさせる指導項目が置かれ、主な指導内容は「歌唱」の領域の中で扱われている。聴唱や視唱では、第1学年において（第1学年では聴唱のみであるが）、既にハ長調、ト長調、ヘ長調、ニ長調、変ロ長調の各種の調が取り扱われ、第3学年までにはこれを主なものとし、その後、これに短調を含む他の調へと漸次拡大していく。同様に、楽譜に関する理解事項も第1学年から少しずつ覚えさせ、学年が進むにつれ、次第にその数が増やされている。こうして早いうちに読譜能力を養い、第3学年では既に歌唱の領域において視唱の考査が、創作の領域においては記譜力についての考査が行われるよう記されている。

これらは一見、とても密で程度の高い指導内容が組み立てられているようにも見える。しかし、その指導方法は、児童の能力の発達に即応し、感覚的にとらえる方法から始まり、徐々にそれを概念的理解に変えて行くという、児童にとっての抵抗を少なくした方法がとられている。

### 2 1951（昭和26）年（試案）<sup>5,6</sup>

昭和26年の学習指導要領では、全体の主な内容として、「教育の一般目標」「教育課程」「学校における指導計画」「教育課程の評価」「学習指導方と評価」の5つの事項が取り扱われている。

音楽科では、まず一般目標として総括目標を掲げ、それに基づく7つの具体的な目標が掲げられた。ここでは、昭和22年の学習指導要領（試案）に見られたような読譜や記譜の能力の養成について明記された項目は見られなくなったが、「学習経験を豊かにするために必要な、音楽に関する

る知識を得させる」という項目は、その学習内容を含むものと見られる。また、この一般目標に基づいた小学校の音楽教育の目標においては、表現技能と知識理解の項目の中に、読譜や記譜の能力の育成に関する内容が具体的に明記されている。各学年の目標や内容には、数多くの読譜や記譜に関する事項が、箇条書きで細かく記されている。読譜に関しては、初めはやはり聴唱等の感覚的にとらえることから入り、第2学年からは視唱や視奏の活動に進む。また、記譜に関しては、第2学年より、簡単なフレーズの写譜やリズムを書き取るような段階から学習に入っていく。各学年で扱われる調や、楽譜に関する知識理解の学習内容についても、各学年の目標の中で具体的に指定されている。6年間で学習する調の種類は、前回とほとんど変わらず、これに日本の音階が加わる。

### 3 1958（昭和33）年<sup>7,8</sup>

この改訂より、学習指導要領は「試案」から「告示」へと変わり、法的拘束力を持つものとなった。教育基本法に則り、道徳教育の徹底や基礎学力の充実、各教科の目標および内容の精選や、基本的な事からの指導の徹底などの点において充実、向上を図りながら、全般的に改善されている。

音楽科においては、読譜および記譜の能力育成に関する項目が、6つの項目で記された各学年の目標のうちの1つに、学年ごとに段階を追って記されている。指導内容を見てみると、絵譜を使った指導から始まり、第3学年より五線の楽譜と向き合っただけの学習に入る。第5学年になると、創作においても、聴音書き取りや、作った旋律の記譜などの活動が取り入れられる。第5学年では形式に関する理解も加わり、即興的な創作に加えて、一部形式の旋律を作って書くという活動も取り入れられる。読譜事項に関する主な指導方法や、取り扱われる調などの指導事項については改訂前（昭和26年）と大きく変わる点はない。

### 4 1968（昭和43）年<sup>9,10</sup>

この改訂では、新しく「基礎」の領域が設けられ、基礎的な学習の強化・充実が図られるようになった。また、「低学年の指導の充実強化」という点も、基礎の強化を意味する上でこの改定を特徴づけている。

音楽科の目標には初めて総括目標が掲げられたが、これは小学校の音楽教育が「音楽の専門教育」ではなく「人間形成のための音楽教育」であるべきという考えに基づいて掲げられるようになったものである。ここで初めて用いられるようになった「音楽性」という言葉の持つ意味については、「音楽的感覚を基盤とした鑑賞、表現、理解など音楽的諸能力の総称」とであるとされている。そして、この総括目標に基づく4つの具体的な目標の1つに基礎能力に関する目標が示されている。この目標は、「すべての活動の基礎となる音楽的諸能力の育成に関するもの」として、あらゆる表現活動の基礎的な能力である読譜力や記譜力の育成に関する目標も「音楽的感覚の発達を図るとともに、聴取、読譜、記譜の能力を育て、楽譜についての理解を深める」とここに明記されている。また、各学年の目標においても、それぞれ第1項目に基礎に関する目標が掲げられている。

読譜や記譜に関する学習の目標や内容を前回のものと比較して見てみると、まず旋律についての指導において扱われる旋律の種類が、これまでは「フラット1つおよびシャープ2つまでの調号の計7種類の長調、短調と日本旋法」であったのが、「フラットおよびシャープ1つずつまでの

調号の計6種類の長調、短調と日本旋法の旋律」へと縮小された。これは、「6年間を通して無理なく学習できるように」という改訂の方針に基づいて整理されたものではないかと思われる。しかし、楽譜に関する知識理解で扱う事項を見てみると、改訂前より10項目ほど増えている。そのほか、内容によっては学習を始める時期が早められているものがある。これも、6年間で無理なく学習できるようにとの配慮により調整されたもので、準備段階を早め、基礎の定着を図るためとも考えられる。

これ以降現在に至る変遷の中で、読譜指導はこの頃までを頂点に次第に縮小して行き、さまざまな理由から、徐々にあまり扱われない分野となる。

## 5 1977（昭和52）年<sup>11, 12</sup>

この改訂により、学習指導要領全体が大きく変化する。それは、「ゆとり」と「充実」、また「基礎的・基本的な内容の重視」等のキーワードに示される改訂の基本方針に基づくもので、どの教科においても、目標、内容ともに、学校や教師の創意工夫ができるよう、中核的な事項にとどめられた。

音楽科では、改訂前と同様に総括目標が掲げられたが、これに基づく具体的な目標は示されていない。この改訂により、音楽科の領域は、5つ示されていたものから「表現」と「鑑賞」の2つに整理統合された。これは指導内容の過密化などへの対処ということで、これに伴い、具体的な内容も削減されている。例えば、知的理解の学習は、無理な詰め込み指導にならないようにとの方針により、視唱・視奏で扱われる調はフラット1つまでの調号の計4種類の長調、短調と日本旋法の旋律へと縮小され、扱う時期も遅らせ、楽譜に関する知識理解の事項も大幅に削減されている。また、これまで扱われていた記譜や写譜の指導内容は削除された。唱歌の指導においては、「音楽本来の学習の重視、学習負担の適正化」などの意味から、聴唱を重視し、視唱は軽減されることとなった。

このほか、指導上の留意事項や方法に関する事項も大幅に削除され、必要最低限の事項だけが「指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い」の中に示されており、各学校や教師に、創意と工夫による教育課程の編成とその実施が任された。

## 6 1989（平成元）年<sup>13, 14</sup>

この年の改訂は、「社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成」を目指して行われたもので、「基礎・基本の重視」や「個性を生かす教育を行う」という点、また「国際理解を深めること」と同時にわが国の文化と伝統を尊重するという内容が掲げられた点が特徴的である。

音楽科においては、「音楽に対する豊かな感性を培う」ことに重点が置かれ、小学校においては、「音楽性の基礎を培う」とともに、「児童に音楽活動の喜びを得させること」が基本方針として掲げられている。また、これによる改善にあたって示された観点の一つに、「学校や児童の実態に応じた弾力的な指導を進めることにより、個性を生かす教育の充実を図るようにする」というものがある。この方針と、「学校や児童の実態に応じた指導が効果的に行われるように」というねらいに基づき、各学年の目標が2学年ずつまとめて示されるようになった点が、この改訂の特徴の一つである。内容についても、指導事項の整理・区分が行われた。領域は前回のままの2領域であるが、各学年とも「身につける能力」と「取り扱う教材」とに内容を括って示している。このように目標や内容の区分が改善されたのは、「教師の創意工夫を一層活性化すること」や、「学習活

動の多様化に対応すること」、また「個に応じた指導を進めること」を目指したためであるとされている。知的理解の事項についてはあまり変化が見られないが、少しずつ取り扱う時期が変化し、また前回なかったものも一つ加えられている（アクセントのみ）。聴唱や視唱において取り扱う調は前回と変わっていない。創作の活動において、記譜について簡単に触れられてはいるが、具体的な記譜の指導は扱われていない。第6学年の内容において、「グループで共通のイメージをもったり、演奏を記録したりするために、記譜の方法をいろいろ工夫させることが大切である。」と解説書に記されているが、ここでの「記譜の方法」とは、五線譜に音符や休符を並べて記す方法に限らないととらえることができる。そうであるならば、6年間を通じて、特に五線を用いた記譜の学習は扱われないことになる。

## 7 1999（平成10）年<sup>15,16</sup>

この年の改訂は、完全学校週5日制の下、各学校が「ゆとり」の中で「特色ある教育」を展開し、児童に豊かな人間性や自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成を図ることを基本的なねらいとして行ったものである。具体的な改訂の方針の一つには、「ゆとりある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること。」と掲げられている。

音楽科では、総括目標に「音楽性」という言葉が用いられなくなった。これは音楽的な諸能力を総称したものとして用いられてきたのであるが、一般的には心情面などを踏まえた広い意味で用いられることもあるということから「音楽活動の基礎的な能力」という表現で示すものとなったのである。

この改訂においてもやはり、「基礎・基本」が重視されているが、読譜指導に焦点を当てて基礎的・基本的な内容の扱いを見てみると、まず、視唱や視奏において扱われる調では、前回のものからさらにハ長調とニ短調が削除され、ハ長調とイ短調のみになっている。また、音符、休符、記号などについての指導内容は、39種類から30種類に削減されており、学年別に指導内容として示すことをやめ、「指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い」の中にまとめて示されるようになった。記譜に関する指導内容の扱いは、前回と同様である。この改訂における読譜指導は、その指導事項の数や扱いから見ると、さらに縮小したと言える。また、平成10年の学習指導要領では、各学年の目標とともに内容も2学年ずつまとめて示されるようになった。

## 8 2011（平成23）年<sup>17</sup>

平成23年度より施行される新学習指導要領では、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要であるという基本方針のもと、基礎的・基本的な知識や技能、思考力・判断力・表現力等を、発達の段階に応じて徹底して習得させることが重視されている。

音楽科では、教科の総括目標は現行のものが踏襲され、基本理念は変えられていない。また、内容についても、現行のまま「表現」及び「鑑賞」の2領域で構成されているが、ここに〔共通事項〕が新たに設けられている。これは表現及び鑑賞の各活動の中で扱うものであり、「音色、リズム、速度など音楽を特徴付けている要素や、反復、問いと答えなどの音楽の仕組みを聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取ること」また「音符、休符、記号や音楽にかかわる用語を、音楽活動を通して理解すること」を示している。読譜指導に関する内容の取

扱いは、この〔共通事項〕の中に「音符、休符、記号や音楽にかかわる用語」として記されており、その種類は現行より6項目増えている。また、これらの取扱いの配当学年は示されておらず、これは「取り扱う教材、内容との関連で必要と考えられる時点で、その都度繰り返し指導していくようにし、6年間を通した継続的な指導計画に沿って学習を進める中で、音楽活動を通して徐々に身に付けて行くようにすることが大切である。」という方針に基づいたものである。また、視唱や視奏において扱われる調は、現行と変わらずハ長調とイ短調のみである。

次に、これらの歴史的変遷の流れを表に表す(表1)。「視唱が取り入れられる時期(学年)」、「視唱や視奏で扱われている調」、「楽典的内容の理解事項の取り入れられる時期(学年)と総数」、「記譜の事項の扱い」について、改訂ごとにまとめている。

表1 読譜指導の取扱いの変遷

	視唱が取り入れられる時期(学年)	視唱や視奏で扱われる調	楽典的内容の理解事項の取り入れられる時期(学年)と総数	記譜に関する事項の扱い
昭和22年	第3学年	長調：ハ長調、ト長調、ヘ長調 短調： ニ長調、変ロ長調、イ短調 (更に拡大しても可) 〔合計：6以上〕	特に明記されず。	・第3学年で初めて扱う ・第4学年より「記譜の考查」
昭和26年	第2学年	長調： ハ長調、ト長調、ヘ長調、 ニ長調、変ロ長調、変ホ長調 短調： イ短調、既習の長調の関係短調 〔合計：7以上〕	時期：第3学年 総数：53	・第1学年「準備を整える」 ・第2学年「単純な歌の旋律を写譜」 ・第3学年より「聞いた旋律を楽譜に直す」などの活動 ・第4学年「記譜の能力を伸ばす」 ・第5学年「背率を作ったりそれを書いたりする技能を伸ばす」
昭和33年	第3学年 (第1学年：絵譜で視唱) (第2学年：リズム譜で視奏)	長調： ハ長調、ト長調、ヘ長調、 ニ長調、変ロ長調、変ホ長調 短調：イ短調 〔合計：7〕	時期：第3学年 総数：46	・第3学年「視唱法で習った旋律の写譜」 ・第5学年「旋律を作って正しく記譜する能力を養う」
昭和43年	第2学年 (第1学年：絵譜で視唱)	長調：ハ長調、ト長調、ヘ長調 短調：ニ短調、イ短調、ニ短調 〔合計：6〕	時期：第2学年 総数：53	・第3学年「視唱・視奏した旋律の写譜」 ・第4学年「旋律の写譜」
昭和52年	第3学年	長調：ハ長調、ヘ長調 短調：イ短調、ニ短調 〔合計：4〕	時期：第2学年 総数：35	なし
平成元年	第2学年	長調：ハ長調、ヘ長調 短調：イ短調、ニ短調 〔合計：4〕	時期：第2学年 総数：36	なし(創作において「五線譜に限らない方法で記譜を工夫する」と表記。)

平成10年	第3学年	長調：ハ長調 短調：イ短調 〔合計：2〕	時期：6年間の指導内容がまとめて表記。 総数：30	なし（創作において「五線譜に限らない方法で記譜を工夫する」と表記。）
平成23年	第3学年	長調：ハ長調 短調：イ短調 〔合計：2〕	時期：6年間の指導内容がまとめて表記。 総数：36	なし（創作において、「つくった音楽の記譜の仕方について、必要に応じて指導すること」と表記。）

読譜能力を養うための知的理解の指導事項は、だいたいどれも第3学年辺りから少しずつ取り入れられている。また、導入段階においては、歌唱では聴唱、記譜の学習では写譜から取りかかっている。このように、能力の発達段階に即応し、初めは感覚的にとらえる段階を踏み、学年が進むにつれて概念的に理解する内容を扱っていくというのは、読譜に限らず音楽活動のどの学習においても共通していると言える。

また、扱われている指導内容の量から見ても、読譜指導が盛んに行われた山場となるのは、初の改訂が行われた昭和26年と、新たに「基礎」の領域が設けられた昭和43年の改訂の頃であると判断できる。そして、その後「ゆとり」や「学校ごとの創意工夫を生かした指導」等が方針に掲げられた昭和52年の改訂頃より、読譜の指導内容は大幅に削減され、その指導方法についても細かく示されることはなくなり、記譜に関する指導事項も示されなくなった。そうして次第に縮小していき、現行の平成10年学習指導要領が、読譜指導のもっとも下降の時期にきていることが分かる。平成23年度より施行される新学習指導要領では、指導内容がわずかに増えているが、その具体的な扱いについては教師の裁量に委ねられている。

#### IV. 読譜指導が抱える今後の課題

終章では、現在と今後の読譜指導が抱える課題について、著者の考察を述べたい。

読譜能力は、楽譜を読み取り、音楽を描くための能力である。これは、音楽科のすべての領域において、その活動の基礎となる能力であると言える。したがって、この能力をどれだけ身に付けられるかが、児童の音楽に対する興味・関心や意欲、愛好心をも左右するのではないかと著者は考える。児童は、独力で「楽譜を読むことができる」ことで音楽へのよりいっそうの興味・関心を抱くことができ、また活動にも意欲的に取り組むことができる。逆に、独力で楽譜を読むことが困難であれば、音楽の授業においても受け身の活動にとどまってしまう、「理解して楽しむ」学習ではなくなってしまうであろうし、また「生涯にわたって音楽を楽しむ」ということにも限界が生じることと思われる。

我が国の小学校の音楽科教育における読譜指導は、昭和52年の学習指導要領改訂以降、その取り扱いが大幅に縮小され、現行（平成10年改訂）の学習指導要領で最も縮小されている。これは、「ゆとり」を重視した教育課程の編成から生まれた状況であり、内容の過密は児童にとっての負担過重であるという理由から、内容が整理された結果である。このように、児童に対する配慮から、音楽科教育における読譜の指導は縮小の傾向をたどっているのだが、このことについてはいささか矛盾を感じる。読譜指導を徹底して行うことで児童に負担を与えるという児童の心情面を

気遣った配慮により、結果として児童の内面から湧き起こるものに蓋をしてしまっているからである。基礎・基本の内容を重視するからこそ、そして「自ら学び、自ら考える力」や「生きる力」を養わなければいけないからこそ、自発的な音楽活動のもととなる読譜の指導は十分に行われることが望ましいと考える。語彙に制限を加えることで言語表現を不自由なものにしてしまうのと同様に、音楽においても、楽譜に関する知識理解の事項についてこれと同様のことが言えるのではないだろうか。これらの内容は、児童の発達段階を踏まえながら、縮小することなく十分な量を指導すべきではないか、と著者は考える。

読譜指導が最も充実して行われていた昭和26年改訂の試案を見てみると、一見過密で程度の高い指導内容が組み立てられているようにも見える。しかし、その指導方法は、児童の能力の発達に即応し、感覚的にとらえる方法から始まり、徐々にそれを概念的的理解に変えて行くという、児童にとっての抵抗を少なくした方法がとられている。この通りの指導が6年間にわたって行われれば、最終的には、あらゆる調の旋律を独力で読み、歌唱や演奏をすることが可能となり、また、自分で旋律を作り、これを書き留めることも可能となる。これは、児童にとって音楽経験の喜びや楽しさを日常の生活に取り込むことや、生涯にわたり自主的に音楽活動を楽しむことも可能になる。大きく捉えれば、このことがそのまま、音楽科の目標にある「高い美的情操と豊かな人間性とを養う」ことにもつながると言えるであろう。

また、その後、読譜指導に関する内容が縮小してからも、読譜に関する指導内容を削減することが明示されているわけではなく、あくまでも、学習指導要領において指定する内容や指導法に関する記述が縮小され、取り扱う内容や方法が学校ごとの創意工夫に委ねられるようになったのである。しかし、このことが結果として、読譜が十分に指導されない状況を生む要因の一部になっているのではないかと推察する。現在、公立小学校において、教科担任制を取り入れるかもしくは音楽専科の教師を置く学校は一部である。特定の教師が全学年にわたって計画的に指導を行うことのできる環境とは異なる状況にある小学校において、内容の選択や取扱いを学校や教師の創意工夫に任せた形で、十分な読譜指導を6年間にわたって系統的に行うことは、実際問題として困難であるのかもしれない。

学習指導要領の変遷をたどる現在に至るまでの流れから見ると、今後、このまま読譜指導は次第に縮小の一途をたどるのではないかという恐れを感じる。しかし、小学校で身に付けた基礎能力が中学校における音楽学習の基盤となることは言うまでもなく、中学校における各領域の音楽活動を行うのに十分な能力が身に付いているか否かによって、中学校での学習の出発点や指導レベルも左右されるに違いない。音楽科の目標を達成するためにも、小学校における音楽科教育での読譜指導がよりいっそう充実することが期待される。児童の心情を重視し、児童の発達段階や興味・関心・意欲を考慮に入れながら、確実な方法で基礎的な能力を身に付けさせるための指導を行うことが必要であろう。

## 注

1. L. チョクシー, R. エイブラムソン, A. ガレスピー, D. ウッズ. (1994). 「音楽教育メソードの比較」. 全音楽譜出版社
2. 重嶋博. (1995). 「音楽授業の構造と展開—新しい学力観と基礎・基本の定着—」. 音楽之友社

3. 文部省. (1947). 「学習指導要領 一般編 (試案) 昭和22年度」. 東京書籍
4. 文部省. (1947). 「学習指導要領 音楽編 (試案) 昭和22年度」  
<http://nierdb.nier.go.jp/db/cofs>
5. 文部省. (1951). 「学習指導要領 一般編 (試案) 昭和26年改訂版」  
<http://nierdb.nier.go.jp/db/cofs>
6. 文部省. (1951). 「小学校学習指導要領 音楽編 (試案) 昭和26年改訂版」. 教育出版
7. 文部省. (1958). 「小学校学習指導要領 (文部省告示) 昭和33年」. 大蔵省印刷局
8. 文部省. (1958). 「小学校学習指導要領—各教科改訂案—」. 第一法規出版
9. 文部省. (1968). 「小学校学習指導要領 昭和43年7月」  
<http://nierdb.nier.go.jp/db/cofs>
10. 文部省. (1969). 「小学校指導書 音楽編」. 東洋館出版社
11. 文部省. (1977). 「小学校学習指導要領 昭和52年7月」  
<http://nierdb.nier.go.jp/db/cofs>
12. 文部省. (1978). 「小学校指導書 音楽編」. 教育芸術社
13. 文部省. (1989). 「小学校学習指導要領 平成元年3月」  
<http://nierdb.nier.go.jp/db/cofs>
14. 文部省. (1989). 「小学校指導書 音楽編」. 教育芸術社
15. 文部省. (1999). 「小学校学習指導要領 平成10年12月」  
<http://nierdb.nier.go.jp/db/cofs>
16. 文部省. (2000). 「小学校指導書 音楽編」. 教育芸術社
17. 文部科学省. (2009). 「小学校学習指導要領解説 音楽編」. 教育芸術社